令和２年５月１５日

川西市立学校在籍

児童生徒の保護者の皆様

川西市教育委員会

**市立学校の臨時休業期間中における登校可能日の設定及び**

**通常運営に向けた６月１日以降の取り組みについて**

立夏の候、平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策として、長期にわたるご家庭での支援をいただき、重ねて御礼申し上げます。

川西市立学校については、国による緊急事態宣言延長並びに県の要請を受け、さらなる感染拡大を防止するうえで、令和２年５月３１日（日）まで臨時休業期間を延長しているところです。学校は、家庭学習の予定表や課題等を家庭訪問やポスティング等により配布させていただいたり、電話連絡などを通して、子どもたちの心身の状態の把握に努めてさせていただいたりしているところです。しかし、臨時休業期間が長期にわたり、学習時間の保障や友だちと会えないことなどにより、多くの子どもたちがストレスを抱えていることが心配されます。

そこで、県から新たに発出された通知をもとに、健康、学習、進路等について不安や相談がある児童生徒への対応や６月１日から予定されている学校再開時に円滑に学校生活を始められるよう、市立小学校・中学校において、感染防止対策を講じながら、教室で過ごす人数を減らすなど各学校の状況に応じた登校可能日を下記の通り設けます。

なお、登校可能日の詳細については、来週中（５月１８日から２２日まで）に、学校から別途お知らせします。また、今後、状況の変化があった場合には、見直しを行うことがあります。ご理解ご協力をよろしくお願いします。

１　市立学校の臨時休業期間中における登校可能日の設定について

（１）登校可能日の日程

令和２年５月２５日（月）～５月２９日（金）の間に児童生徒１人あたり1回程度

（２）登校可能日の内容

①児童生徒の健康状態の把握

②学習予定表や学習教材等の受け渡し

③健康、学習、進路等について不安や相談がある児童生徒への対応

④各学校で必要とする内容

※学校での活動が１時間以内の内容を原則とします。

（３）感染防止対策について

学校においては、新型コロナウイルス感染症に対応した国による「学校再開ガイドライン」にそって、換気の徹底、人の密集や近距離での会話の回避等、様々な感染症対策を取りながら、子どもが安全に学校生活を送れるようにします。

（４）各ご家庭での対応について

各ご家庭でも以下の点に留意いただき、感染症対策にご協力をお願いします。

①毎朝、お子さまの健康観察をし、健康観察カードに検温結果を記入の上、学校へ持たせてください。

②発熱など体調がすぐれないときは、休ませてください。

③川西市医師会と川西市教育委員会との協議により、当面の間、３７．５℃以上の熱があった場合は、解熱日を０日とし、解熱後２日経過するまで登校を控えていただくことになりました。

　　★発熱がある際の登校を控えていただく期間の数え方

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ０日目 | １日目 | ２日目 | ３日目 |
| 発熱 | **解熱** | **解熱後**  **１日目** | **解熱後**  **２日目** | 登校可能 |
| 登校不可 | 登校不可 | 登校不可 | 登校不可 | 登校可能 |

発熱がある場合は、最短でも３日間は登校を控えてください。

④ご家庭でも手洗いや咳エチケットの指導をしてください。

⑤抵抗力を高めるために、食事や睡眠に気を付け、規則正しい生活を心がけてください。

⑥学校でも必要に応じて、健康観察、検温を行います。体調がすぐれない場合は、お迎えをお願いしますので、緊急連絡先に連絡がつくようご準備願います。

⑦マスクを着用のうえ、お子さまを登校させてください。なお、学校にはマスクは常備できておりませんので、布製マスク等で工夫してください。マスクの準備については、以下のＵＲＬ等を参照ください。

〇マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\_00460.html

⑧感染が心配で、登校を見合わせる場合は、学校にご相談ください。

（５）川西養護学校について

川西養護学校の登校日については、別途、改めて川西養護学校の保護者の皆様にお知らせします。

２　市立学校における通常運営に向けた６月１日以降の取組について

５月３１日までに、国による緊急事態宣言が解除された場合の６月１日以降の市立学校における通常運営に向けた取組については、

・新型コロナウイルス感染拡大防止の取組の長期化を見据えつつ、児童生徒の学ぶ権利を保障します。

・安全にかつ速やかに学校教育の通常運営を目指すため、通常運営に向けて分散登校など段階を踏んだ再開に取り組みます。

以上のことを基本に通常運営を実施します。

市教育委員会の具体的な方針や内容につきましては、５月２２日（金）に改めてお知らせします。

３　問い合わせ先

学校教育課（７４０－１２５４）